認知症が原因で行方不明になる高齢者が増えています

安心して出掛けるために登録を

地域の目配りで早期発見

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたためにさまざまな障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態をいいます。進行すると、理解や判断をする力が弱くなります。本人なりの目的があって、家を出たのに、途中で自分の居場所や帰り道が分からなくなってしまい、行方不明になることもあります。けがや交通事故、衰弱などの危険を避けるためには、早く発見し保護しなければなりません。

久留米市は、「高齢者等SOSネットワーク協議会」を設置しています。行方不明者が出た場合、警察、消防、タクシー会社、バス会社などが仕事や地域活動をしながら、行方不明者のいち早い発見に取り組みます。

市ホームページ 高齢支援サービスへ QRコード

高齢者あんしん登録制度

市内に住んでいる65歳以上で行方不明になるおそれがある人の特徴や顔写真などの情報を事前に登録します。登録した人には「緊急連絡用シール」を10枚配布。衣服やかばんなどに貼り、保護した時の身元確認や家族への連絡に使います。

■行方不明になった場合

まずは警察署に届け出てください。同協議会へ情報提供を手配します。発見した場合も警察に連絡してください。

久留米警察署（☎0942・38・0110）

うきは警察署（☎0943・76・5110）

市が賠償責任保険に加入

認知症の人が他人にけがをさせたり、物を壊したりした場合に、損害保険会社が最大3億円を支払います。認知症の人を被保険者に、市が保険に加入します。保険料は市が全額負担。加入できる人は「高齢者あんしん登録制度」に登録し、自宅で暮らす介護認定の認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱa」以上の人です。

アイロンで簡単に貼ることができます

GPS機器の利用料を補助

居場所を確認するためにGPSなどの機器を利用する場合は、2万8000円まで初期費用を助成します。対象は高齢者を介護する家族です。携帯電話やスマートフォンは除きます。

問長寿支援課（☎0942・30・9038、FAX0942・36・6845）

後期高齢者医療制度

新保険証は7月下旬

保険料率は昨年度と同じ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人などが加入する医療制度です。平成31年度の保険料率は、昨年度と同じです。同じ世帯の加入者と世帯主の総所得金額などの合計が、国の基準以下の場合、均等割額は世帯の所得によって、2割、5割、8割、8・5割の4区分で軽減されます。31年度は、2割と5割の区分の所得基準が見直され、軽減の対象が拡大しました。また、特例軽減として実施されていた9割軽減が見直され、8割軽減に変更となりました。あわせて年金生活者支援給付金と介護保険料の軽減強化が行われ、負担軽減が図られます。

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者だった人の均等割の軽減は、31年度は5割軽減のまま、適用期間が後期高齢者医療制度へ加入時から2年間へ変更になりました。ただし、2年経過後も当面は所得割はかかりません。

市ホームページ 後期高齢者医療の保険料へ QRコード

【関係書類の送付】

■納付通知書

31年度の納付通知書は、7月中旬に届きます。

■保険証

現在使っている薄緑色の保険証の有効期限は7月31日(水)です。8月からは紫色の保険証を使ってください。7月下旬に届きます。

■限度額適用・標準負担額減額認定証

現在使っている認定証の有効期限は7月31日(水)です。新しい認定証は7月下旬に届きます。

問健康保険課（☎0942・30・9030、FAX0942・30・9751）

くるめ学生通信

大学生が、久留米市の仕事を取材し、発信するシリーズです。

43 男女共同参画社会って？

今回の記者：久留米大学（3年）芋岡佑紀奈さん

講座・研修、フォーラムなど、センターのさまざまな事業を説明する酒井所長

最近「男女共同参画社会」という言葉をよく聞きますが、具体的なイメージが湧きません。えーるピアク留米にある男女平等推進センターの酒井香所長に話を聞きました。

――男女共同参画社会とは？

男女が互いを尊重し、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会のことです。

日本には「男は仕事、女は家庭」というように、性別で役割を決めようとする意識がまだ残っています。各国の男女格差を測るGGI（ジェンダー・ギャップ指数）の2018年のデータでは、日本は149カ国中110位。その解消のための取り組みが必要です。

――男女平等推進センターでは、主にどのようなことをしているのですか？

男女平等を推進する市の拠点として、意識啓発のための講座や情報発信を行っています。女性であることで生きづらさを抱えている人の総合相談も受けています。相談の中には、DVや性暴力など深刻な事例も。女性の相談員や弁護士が問題の解決に向けて一緒に考えます。

――最近特に力を入れていることはありますか？

女性が地域活動にもっと参画し活躍できるようにすることです。全国的に自治会長や役員の多くは男性。地域の意思決定の場で女性の意見も反映される必要があります。そこで「女性のまちづくり参画講座」を開いています。例えば、災害時の避難所運営では男女共同参画の視点が重要です。今年は、九州北部豪雨の被災地で女性団体と意見交換をしたり、「地域コミュニケーションと防災」をテーマに講演を行ったりしています。

――私たちの世代にできることはありますか？

男女共同参画に関する講座に積極的に参加し、学んだことや気付いたことを実践するとともに周りに広げてほしいですね。学生が社会人と交流し、性別にとらわれず「自分らしく」生きるヒントを見つける「ワールドカフェ」を毎年開いています。また、交際中のカップルの間で起こるデートDVを知ってもらう講座にも力を入れています。

DVというと、身体的暴力を連想しがち。しかし、心無い言葉や行動を制限することなどもDVであることを、多くの若い人たちに知ってほしいです。性別にかかわらず誰もが生きやすい社会にしていきたいですね。

男女共同参画についての本がそろう図書情報ステーションを併設

九州北部豪雨被災地でのフィールドワーク

――取材を終えて、男女共同参画社会の実現には、若い世代が、積極的に学び、行動することが大事だと感じました。

問広報戦略課（☎0942・30・9119、FAX0942・30・9702）